

9

衛 生 ・ 環 境

医療施設数、衛生監視対象施設数、主要死因別死亡数、ごみ収集量、公害など

練馬区勢
図表

土地
気象
人口

国勢調査

経済
センサス

農 業

行財政
議会

区施設利用
状況
区民相談

福祉
社会保障
教育

衛生
環境

土木施設
みどり

区民の
暮らし
関連

警察
消防
防災

特別区勢
一覧

表138 医療施設数および病床数

(各年3月31日現在)

年	病 院		診 療 所				歯科診療所	助産施設
	施設数	病床数	施設数			病床数		
			計	有床	無床			
令和3年	18	3,009	580	13	567	175	457	37
4	18	3,101	586	11	575	144	455	37
5	19	3,434	592	11	581	144	450	41
6	20	3,440	596	11	585	144	448	39
7	22	3,681	602	11	591	144	442	42

注：病院については、令和6年6月1日を基準日として東京都福祉保健局が編集・発行した「医療機関名簿 令和6年」による。
資料：健康部生活衛生課、東京都保健医療局「医療機関名簿 令和6年」

表139 町別病院数および診療所数

(令和7年3月31日現在)

町名	計	病院	一般診療所			歯科診療所	町名	計	病院	一般診療所			歯科診療所
			計	有床	無床					計	有床	無床	
総数	1,066	22	602	11	591	442							
旭丘	18	1	10	—	10	7	土支田	21	1	13	1	12	7
小竹町	21	—	13	—	13	8	富士見台	13	—	6	—	6	7
栄町	18	1	9	—	9	8	南田中	7	—	5	—	5	2
羽沢	4	—	3	1	2	1	高野台	32	2	17	—	17	13
豊玉上	8	—	4	—	4	4	谷原	8	—	5	—	5	3
豊玉中	6	—	2	—	2	4	三原台	6	—	4	—	4	2
豊玉南	7	1	3	—	3	3	石神井町	75	—	42	—	42	33
豊玉北	53	—	31	—	31	22	石神井台	29	—	16	—	16	13
中村	9	—	6	—	6	3	上石神井	40	—	22	—	22	18
中村南	6	—	5	—	5	1	上石神井南町	—	—	—	—	—	—
中村北	26	1	15	—	15	10	下石神井	11	—	6	—	6	5
桜台	40	—	24	2	22	16	立野町	4	—	3	—	3	1
練馬	37	1	22	—	22	14	関町東	5	—	3	—	3	2
向山	3	—	—	—	—	3	関町北	41	2	19	—	19	20
貫井	44	—	25	—	25	19	関町南	15	2	8	—	8	5
錦	3	—	3	—	3	—	東大泉	106	3	59	1	58	44
氷川台	18	—	12	—	12	6	西大泉町	—	—	—	—	—	—
平和台	19	—	13	—	13	6	西大泉	16	—	11	—	11	5
早宮	25	—	12	1	11	13	南大泉	28	—	12	—	12	16
春日町	36	—	20	1	19	16	大泉町	16	1	9	—	9	6
高松	19	1	12	—	12	6	大泉学園町	55	2	31	1	30	22
北町	37	1	22	2	20	14							
田柄	42	—	22	—	22	20							
光が丘	28	2	18	—	18	8							
旭町	11	—	5	1	4	6							

注：(1)「病院」とは患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
(2)「診療所」とは患者の収容施設を有しないもの、または20人未満の収容施設を有するものをいう。
資料：健康部生活衛生課

表140 医療従事者数

(隔年12月31日現在)

年		医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	看 護 師 等
平成	28 年	1,115	582	1,525	3,313
	30	1,230	625	1,625	3,692
令和	2 年	1,261	641	1,767	4,033
	4	1,193	602	1,505	4,683
	6	1,132	482	1,307	4,076

注：(1) 数値は、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条および保健師助産師看護師法第33条に基づく隔年12月31日現在の調査票届出数である。また、調査は2年毎に実施される。

(2) 医師、歯科医師、薬剤師については原則住所地に、医師、歯科医師、薬剤師以外については勤務地に届出を行う。

(3) 看護師等の欄は保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者数の合計数である。

資料：健康部生活衛生課

表141 薬局数

(各年3月31日現在)

年		計	医 薬 品 製 造 を 行 う も の	医 薬 品 製 造 を 行 わ な い も の
令和	3 年	330	14	316
	4	334	14	320
	5	336	13	323
	6	340	10	330
	7	347	11	336

資料：健康部生活衛生課

表142 医薬品販売業および医療機器販売業・賃貸業施設数

(各年3月31日現在)

年		医 薬 品 販 売 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業	賃 貸 業	高 度 管 理 医 療 機 器 販 売 業	賃 貸 業
令和	3 年	105	1,022	430	306	224
	4	107	1,025	420	325	239
	5	109	1,060	433	343	250
	6	109	1,059	439	342	247
	7	110	1,075	444	358	260

注：医薬品販売業は、配置販売業および卸売販売業を含まない。

資料：健康部生活衛生課

表143 毒物劇物販売業施設数

(各年3月31日現在)

年		一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目
令和	3 年	159	4	7
	4	145	4	7
	5	142	4	7
	6	131	4	5
	7	125	4	5

資料：健康部生活衛生課

表144 食品衛生関係施設数

(1) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	飲食店営業								
		計	旅館、ホテル	バー、キャバレー	一般飲食店	すし屋	そば屋	仕出し屋	弁当屋	そう菜店
令和3年	7,711	4,585	4	151	3,144	99	151	98	258	239
4	5,143	3,865	4	122	2,620	78	119	85	215	194
5	4,085	3,056	3	88	2,051	61	85	64	178	166
6	3,026	2,289	2	62	1,531	42	59	51	135	125
7	2,144	1,637	2	33	1,066	35	43	38	103	97

年	飲食店営業	喫茶店営業				菓子製造業				アイスクリーム類製造業
	その他	計	店舗	自動販売機	自動車	計	パン製造業	生菓子製造業	その他	
令和3年	441	316	64	250	2	719	150	148	421	56
4	428	233	55	176	2	621	130	128	363	52
5	360	174	44	128	2	501	110	102	289	46
6	282	116	35	79	2	355	86	76	193	33
7	220	56	24	32	—	243	61	65	117	26

年	乳関係営業			食肉関係営業				魚介関係営業		
	計	乳類販売業	その他	計	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	計	魚介類販売業	魚肉練り製品製造業
令和3年	793	792	1	610	35	569	6	521	518	3
4	1	—	1	157	30	123	4	120	117	3
5	1	—	1	133	26	105	2	101	99	2
6	—	—	—	107	22	84	1	73	72	1
7	—	—	—	87	17	69	1	54	53	1

年	食品の冷凍又は冷蔵業	食用油脂製造業	みそ製造業	ソース類製造業	豆腐製造業	清涼飲料水製造業	麺類製造業	そうざい製造業	添加物製造業	酒類製造業
	令和3年	21	1	3	2	18	2	17	42	2
4	16	1	3	1	11	2	15	40	2	1
5	11	1	1	1	9	1	8	36	2	1
6	9	1	1	—	4	1	7	25	2	1
7	7	1	1	—	2	1	7	19	2	1

年	あん類製造業	缶詰又は瓶詰食品製造業
	令和3年	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	—	—

注：(1) 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から営業許可制度が変更された。改正前の営業許可も満了日までは有効であるため、その施設数を掲載している。なお、令和3年6月以降は、法の改正後の許可施設数に順次移行している。

(2) 改正前食品衛生法に規定する営業のうち、区内に該当施設がないものについては項目名を掲載していない。

資料：健康部生活衛生課

(2) 改正後食品衛生法第55条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	飲食店営業							調理機能を有する自動販売機
		計	一般飲食店	集団給食	自動車	簡易	移動	臨時	
令和4年	948	797	705	54	32	1	—	5	5
5	1,893	1,598	1,401	106	62	2	—	27	16
6	2,763	2,329	1,993	146	96	2	—	92	19
7	3,526	2,975	2,557	187	124	2	—	105	23

年	食肉関係営業				菓子製造業	魚介関係営業			アイスクリーム類製造業
	計	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業		計	魚介販売業	水産製品製造業	
令和4年	23	4	18	1	55	26	25	1	3
5	48	8	38	2	119	41	39	2	4
6	66	11	52	3	185	56	54	2	6
7	80	11	66	3	243	71	68	3	7

年	乳製品製造業	清涼飲料水製造業	食用油脂製造業	みそ又はしょうゆ製造業	酒類製造業	豆腐製造業	麺類製造業	そうざい製造業	冷凍食品製造業
令和4年	—	—	—	1	—	6	1	19	2
5	—	1	—	2	—	6	7	36	3
6	—	1	—	2	1	11	9	50	4
7	—	2	—	2	1	11	10	55	3

年	漬物製造業	密封包装食品製造業	食品の小分け業	添加物製造業
令和4年	5	2	3	—
5	7	2	3	—
6	9	9	6	—
7	19	18	6	—

注：食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から営業許可制度が変更されたため、変更後の数値を記載している。

資料：健康部生活衛生課

(3) 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等(営業届出業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業)

(各年3月31日現在)

年	総数	魚介類販売業 (包装)	食肉販売業 (包装)	乳類販売業	冰雪販売業	カップ式 自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	弁当販売業
令和4年	2,327	144	181	448	—	69	16
5	2,488	103	134	384	—	103	28
6	2,671	83	104	342	—	154	29
7	2,809	60	80	308	—	193	33

年	野菜果物 販売業	米穀類販売業	通信販売・ 訪問販売	コンビニ エンスストア	百貨店・ 総合スーパー	自動販売機 による販売業	その他 食料・飲料 販売業
令和4年	69	19	3	212	129	80	499
5	86	22	5	231	142	95	622
6	98	25	5	238	147	117	750
7	107	25	5	251	153	126	828

年	添加物製造 ・加工業	いわゆる 健康食品の 製造・加工業	コーヒー 製造 ・加工業	農産保存 食料品製造 ・加工業	調味料製造 ・加工業	糖類製造 ・加工業	精穀 ・製粉業
令和4年	—	4	11	4	11	—	17
5	—	4	23	5	17	—	17
6	—	5	37	7	22	—	17
7	—	4	55	8	24	—	16

年	製茶業	海藻製造 ・加工業	卵選別 包装業	その他 食料品製造 ・加工業	行商	集団給食 施設	器具容器包装 の製造 ・加工業 (合成樹脂製に限る。)
令和4年	5	3	1	22	7	286	1
5	5	4	1	35	11	324	2
6	6	4	1	52	11	330	2
7	10	3	1	67	11	346	3

年	露店、仮設店舗等 における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	その他の 営業届出業種	公衆衛生に与える 影響が少ない営業
令和4年	—	3	83
5	2	3	80
6	2	4	79
7	2	4	86

注：(1) 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から新たに「営業届出業種」が創設された。

(2) 「自動販売機による販売業」は、カップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)および営業許可の対象となる自動販売機を除く。

(3) 「添加物製造・加工業」は、食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。

(4) 「コーヒー製造・加工業」は、コーヒー飲料の製造を除く。

資料：健康部生活衛生課

(4) 食品製造業等取締条例(東京都)に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	行商	つけ物製造業	製菓材料等製造業	粉末食品製造業	そう菜半製品等製造業	調味料等製造業
令和3年	1,414	1	27	2	6	4	11
4	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—

年	魚介類加工業	食料品等販売業			卵選別包装業	給食	
		計	店舗	その他		計	学校・幼稚園
令和3年	7	829	796	33	9	518	105
4	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—

年	給食						
	病院・診療所	工場・事業所	児童福祉施設	社会福祉施設	ボランティア給食	その他	給食(届出以外)
令和3年	17	2	235	77	9	12	61
4	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—

注：食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月に食品製造業等取締条例が廃止されたため、集計しなくなった。
資料：健康部生活衛生課

(5) 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業(改正前食品衛生法等に規定する営業施設)

(各年3月31日現在)

年	総数	ふぐ取扱所	ふぐ加工製品取扱施設
令和3年	179	40	139
4	138	28	110
5	22	22	—
6	14	14	—
7	10	10	—

注：東京都ふぐの取扱い規制条例の改正により、ふぐ加工製品取扱施設については令和4年4月から届出を要しなくなったため、集計をしない。
資料：健康部生活衛生課

(6) 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業(改正後食品衛生法等に規定する営業施設)

(各年3月31日現在)

年	総数	ふぐ取扱所	ふぐ加工製品取扱施設
令和4年	40	8	32
5	13	13	—
6	22	22	—
7	27	27	—

注：東京都ふぐの取扱い規制条例の改正により、ふぐ加工製品取扱施設については令和4年4月から届出を要しなくなったため、集計をしない。
資料：健康部生活衛生課

(7) 改正前練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	許可を要しない食品製造業	許可を要しない食品販売業	食器具容器包装	おもちゃ製造・販売業	添加物販売業	乳さく取業
令和3年	3,820	112	3,539	85	60	23	1
4	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—

注：(1) 食品衛生法の改正に伴う、練馬区食品衛生法施行規則改正により届出を要しなくなったため、集計をしなくなった。

(2) 改正前練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業は、届出のみを要し、許可を要しない営業である。

資料：健康部生活衛生課

表145 環境衛生監視対象施設数

(各年3月31日現在)

年	総数	理容所	美容所	クリーニング	公衆浴場	旅館業
令和3年	10,160	361	851	379	80	11
4	10,111	348	846	369	74	11
5	10,083	336	836	358	75	12
6	5,182	323	827	345	48	13
7	5,147	316	824	331	47	15

年	興行場	プール	水道施設	墓地等	コインランドリー	小規模受水槽	その他
令和3年	7	150	795	141	110	7,125	150
4	7	150	784	141	116	7,110	155
5	7	152	771	141	119	7,116	160
6	7	151	832	141	126	2,207	162
7	7	150	824	141	129	2,186	177

資料：健康部生活衛生課

表146 主要死因別死亡数

年	総数	悪性新生物（がん等）					
		計	食道	胃	結腸	直腸・直腸S状結腸移行部	肝・肝内胆管
令和2年	6,348	1,794	64	179	183	62	110
3	6,550	1,703	63	169	159	61	98
4	7,397	1,802	50	196	161	67	97
5	7,217	1,810	60	182	168	59	95
6	7,425	1,864	47	178	204	71	92

年	悪性新生物（がん等）						
	胆のう・その他の胆道	膵	気管・気管支・肺	乳房	子宮	白血病	その他
令和2年	84	189	343	112	44	41	383
3	72	170	348	80	44	39	400
4	66	196	376	94	40	41	418
5	75	203	338	105	47	38	440
6	77	196	356	87	33	40	483

年	結核	糖尿病	心疾患	高血圧性疾患	脳血管疾患	肺炎	喘息
令和2年	9	62	959	27	491	316	7
3	11	60	958	39	454	313	2
4	14	70	1,077	48	490	338	5
5	6	71	1,015	34	463	344	6
6	9	52	990	31	435	329	4

年	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他の全死因
令和2年	102	96	625	158	86	1,616
3	90	120	747	165	120	1,768
4	106	111	922	208	106	2,100
5	98	121	986	202	106	1,955
6	86	122	1,201	211	95	1,996

資料：健康部保健予防課

表147 一、二、三類感染症発生件数（全数把握対象疾患）

年	総数	一類感染症	二類感染症		三類感染症				
			結核	その他	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
令和2年	76	—	70	—	—	—	6	—	—
3	75	—	58	—	—	—	17	—	—
4	109	—	91	—	—	—	18	—	—
5	109	—	90	—	—	—	19	—	—
6	131	—	114	—	—	1	16	—	—

注：(1) 一類感染症の値は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の発生件数(疑似症患者も含む)の合計値である。
 (2) 結核の値には、疑似症患者も含む。
 (3) 二類感染症のうちその他の値は、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス族MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)の発生件数(一部疑似症患者も含む)の合計値である。

資料：健康部保健予防課

表148 四、五類感染症発生件数（全数把握対象疾患）

年	総数	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
		E型肝炎	つつが虫病	デング熱	類鼻疽	レジオネラ症	レプトスピラ症
令和2年	49	—	1	—	1	8	—
3	34	3	—	—	—	4	—
4	43	5	—	—	—	2	—
5	65	3	—	—	—	4	1
6	94	4	—	1	—	8	1

年	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎(A型・E型を除く)	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	急性脳炎	クロイツフェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
令和2年	1	1	—	—	1	3
3	1	—	—	1	—	1
4	3	—	—	1	1	—
5	2	1	—	3	3	2
6	3	—	—	5	1	10

年	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
	後天性免疫不全症候群	ジアルジア症	侵襲性インフルエンザ菌感染症	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例に限る)	梅毒
令和2年	8	—	—	7	—	9
3	7	—	2	3	—	12
4	2	1	—	6	—	20
5	—	—	2	15	1	27
6	3	—	3	12	1	31

年	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）				
	播種性クリプトコックス症	破傷風	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	百日咳	風しん
令和2年	1	—	—	8	—
3	—	—	—	—	—
4	—	—	—	1	1
5	—	—	—	—	—
6	—	1	2	8	—

資料：健康部保健予防課

表149 生活習慣病予防

(1) 区民健康診査等受診者数

年度	30歳代健康診査	国民健康保険特定健康診査	医療保険未加入者健康診査	75歳健康診査	後期高齢者健康診査	国民健康保険特定保健指導	医療保険未加入者特定保健指導	一般胸部エックス線検査	肝炎ウイルス検診
令和2年度	7,544	34,302	3,829	2,189	41,351	880	16	61,542	8,787
3	7,186	36,445	3,780	3,039	42,291	889	25	64,275	8,414
4	6,041	34,754	3,901	4,087	43,367	685	12	66,078	7,735
5	5,494	32,630	3,718	3,560	42,574	626	7	62,154	7,049
6	5,677	31,478	3,741	3,503	43,784	626	12	59,716	7,623

資料：健康部健康推進課、区民部国保年金課

(2) がん検診受診者数

年 度	胃 が ん 検 診		子 宮 が ん 検 診		乳 が ん 検 診
	エックス線検査	内 視 鏡 検 査	頸 が ん	体 が ん	
令和 2 年度	8,619	5,367	17,136	4,199	15,455
3	8,796	6,890	18,177	4,537	17,534
4	5,393	7,306	18,271	4,338	13,379
5	6,613	10,595	20,877	4,530	16,659
6	5,545	9,868	20,356	4,203	16,322

年 度	肺 が ん 検 診		大 腸 が ん 検 診	前 立 腺 が ん 検 診
	胸部エックス線	喀 痰 細 胞 診		
令和 2 年度	22,988	1,237	49,746	629
3	25,207	1,244	52,919	684
4	22,071	914	52,816	708
5	24,989	921	48,703	736
6	27,230	880	53,253	857

資料：健康部健康推進課

表150 休日急患診療事業等実施状況

年 度	練 馬 休 日 急 患 診 療 所			練 馬 つ つ じ 歯 科 休 日 急 患 診 療 所			
	昼間(休日)	準 夜 間	練馬区夜間救急 子どもクリニック (再掲)	歯科休日 急患診療	心身障害者(児) ・要介護高齢者 歯科診療	心身障害者 (児) 歯科相談	摂食・えん下 リハビリテーション 外来および訪問診療
令和 2 年度	935	994	839	404	1,821	117	182
3	1,466	1,525	1,430	393	2,230	136	217
4	2,151	2,085	1,658	415	2,200	153	198
5	4,528	4,381	2,902	518	2,260	182	212
6	3,887	3,065	1,915	518	2,360	216	213

年 度	練馬区休日・夜間薬局		石神井休日急患診療所		石神井休日夜間薬局	
	昼間(休日)	準 夜 間	昼間(休日)	準 夜 間 (土・休日)	昼間(休日)	準 夜 間 (土・休日)
令和 2 年度	1,012	830	978	447	957	401
3	1,531	1,303	1,519	679	1,497	631
4	2,120	1,863	2,156	1,188	2,126	1,125
5	4,386	4,026	5,364	2,856	5,318	2,833
6	3,632	2,785	4,680	2,240	4,299	2,258

年 度	小 児 初 期 救 急 医 療 事 業			輪 番 制		
	順 天 堂 練馬病院	練 馬 光が丘病院	島 村 記念病院	医 科 休日診療	歯 科 休日診療	柔道整復 施術
令和 2 年度	371	603	144	2,973	136	343
3	519	964	204	2,920	136	387
4	836	974	301	2,665	182	406
5	973	1,298	547	4,071	134	442
6	702	1,370	517	5,108	229	431

注：練馬区夜間救急子どもクリニック(再掲)は、準夜間帯および年末年始昼間の0～15才の数値で、練馬休日急患診療所の昼間(休日)および準夜間の数値に含まれる。

資料：地域医療担当地域医療課

表151 予防接種実施状況

(1) 定期予防接種の実施数

年 度	DPT-IPV-Hib (五種混合)	DPT-IPV (四種混合)	DPT (三種混合)	DT (二種混合)	不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	MR (麻疹風しん混合)
	接種回数 4 回	接種回数 4 回	接種回数 4 回	接種回数 1 回	接種回数 4 回	接種回数 2 回
令和 2 年度	—	21,806	4	4,450	9	11,433
3	—	20,575	4	4,471	9	10,632
4	—	19,793	1	3,915	2	10,658
5	—	20,517	4	4,022	2	10,041
6	12,879	6,699	10	4,458	7	9,877

年 度	水痘 (みずぼうそう)	日本脳炎	BCG (結核)	子宮頸がん (HPV感染症)	子宮頸がん (HPV感染症) キャッチアップ	Hib (ヒブ)
	接種回数 2 回	接種回数 4 回	接種回数 1 回	接種回数 3 回	接種回数 3 回	接種回数 4 回
令和 2 年度	11,477	24,793	5,518	1,352	—	21,811
3	10,341	13,587	5,056	3,925	—	20,221
4	9,779	26,308	4,960	4,019	3,681	19,913
5	9,869	22,347	4,860	5,082	5,665	18,818
6	9,614	22,114	4,802	5,623	19,331	5,935

年 度	小児用 肺炎球菌	B型肝炎	ロタウイルス	高齢者 インフルエンザ	新型コロナ	高齢者用 肺炎球菌
	接種回数 4 回	接種回数 3 回	接種回数 2 回 もしくは 3 回	接種回数 1 回	接種回数 1 回	接種回数 1 回
令和 2 年度	21,315	15,755	4,840	106,849	—	4,843
3	20,182	15,040	11,456	88,649	—	6,213
4	19,935	14,701	11,170	104,739	—	5,444
5	19,214	14,297	10,727	89,626	—	5,712
6	19,003	14,109	10,480	82,575	46,786	2,917

年 度	風しん抗体検査	風しん予防 ワクチン接種
	1 回 助 成	接種回数 1 回
令和 2 年度	8,234	1,585
3	4,960	1,139
4	3,653	633
5	3,079	542
6	1,800	302

注：(1) 接種回数は標準的な接種回数である。

(2) 予防接種を受ける機会がなかった昭和37年度～昭和54年度生まれの男性を対象に、風しんの抗体検査および定期予防接種を実施した(平成31年度～令和6年度)。

(3) ロタウイルスは令和2年10月から定期予防接種を実施している。

(4) 子宮頸がん(HPV感染症)は、ワクチンの積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃した方へのキャッチアップ接種を実施した(令和4年度～令和6年度)。

資料：健康部保健予防課

(2) 任意予防接種の実施数

年 度	麻しん風しん混合 未接種者対策事業	おたふくかぜ	HPV男性	小児 インフルエンザ	風しん抗体検査	風しん予防 ワクチン接種	帯状疱疹
	最大 2 回まで助成	接種回数 1 回	接種回数 3 回	接種回数 2 回	1 回 助 成	接種回数 1 回	接種回数 1 回 もしくは 2 回
令和 2 年度	158	5,732	—	—	1,305	1,087	—
3	99	4,652	—	—	1,220	1,020	—
4	88	5,225	—	—	1,101	981	—
5	134	4,833	—	—	1,382	1,160	93,642
6	166	4,757	499	59,547	1,224	958	9,688

注：(1) 本表の実施延人員は、区の助成により実施した任意予防接種の実績である(全額自己負担による接種者は含まない)。

(2) 接種回数は標準的な接種回数である。

資料：健康部保健予防課

表152 犬の登録等件数

年 度	犬の登録数	犬の鑑札交付・再交付・交換数	狂犬病予防注射	咬傷事故
令和 2 年度	25,092	—	2,692	18,459
3	25,507	—	2,814	19,179
4	25,977	—	605	19,128
5	25,809	—	—	19,318
6	26,303	—	—	19,653

注：動物愛護管理法の改正に伴い、令和4年6月以降、犬の鑑札交付・再交付・交換数の集計は行っていない。

資料：健康部生活衛生課

表153 リサイクル事業実施状況

(1) 事業状況

年 度	家庭用コンポスト化容器・電気式生ごみ処理機		リサイクルマーケット 開 催 (支援事業)	大型生活用品リサイクル情報掲示板 (リサイクル情報の提供件数)				集 団 回 収 登 録 団 体 数
	あっせん	購入費助成		譲 (渡)		譲 (受)		
			提 供	成 立	提 供	成 立		
令和 2 年度	5	319	41	172	78	14	1	660
3	2	—	9	137	58	10	2	659
4	3	—	45	118	55	9	2	655
5	—	—	48	106	57	10	2	659
6	37	—	50	68	30	17	1	657

注： 集団回収登録団体数は各年度末現在の、それ以外の項目は各年度における数値である。
資料： 環境部清掃リサイクル課

(2) 資源別回収量

年 度 お よ び 事 業 名	総 量	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	古 紙	び ん		缶
				リターナブル	ワンウェイ	
令和 2 年度	kg 42,310,643	kg 5,625,180	kg 24,041,214	kg 430,115	kg 5,051,279	kg 1,232,071
3	41,642,589	5,722,100	23,422,430	412,952	4,884,554	1,196,517
4	41,115,413	5,580,130	22,712,895	383,680	4,629,680	1,051,350
5	39,208,738	5,380,160	21,412,424	365,154	4,414,734	968,194
6	38,053,566	5,387,255	20,534,559	355,658	4,238,915	879,398
集 団 回 収	7,435,145	—	6,812,079	12	—	73,709
集 積 所 回 収	19,109,735	5,387,255	13,722,480	—	—	—
街 区 路 線 回 収	9,108,868	—	—	355,646	4,238,915	805,689
拠 点 回 収	606,766	—	—	—	—	—
粗 大 回 収	663,520	—	—	—	—	—
不 燃 回 収	1,129,532	—	—	—	—	—

年 度 お よ び 事 業 名	缶		ペ ッ ト ボ ト ル	古 布	乾 電 池	二 次 電 池	廃 食 用 油
	アル	ミ					
令和 2 年度	kg 1,116,531	kg 2,580,450	kg 1,031,913	kg 91,639	kg —	kg 18,103	
3	1,093,775	2,673,855	1,024,034	91,893	—	17,344	
4	1,108,268	2,667,905	960,985	87,809	—	15,951	
5	1,077,576	2,706,825	920,725	84,108	—	15,216	
6	1,118,791	2,730,655	901,053	85,555	11,812	15,329	
集 団 回 収	140,828	—	402,223	—	—	—	
集 積 所 回 収	—	—	—	—	—	—	
街 区 路 線 回 収	977,963	2,730,655	—	—	—	—	
拠 点 回 収	—	—	498,830	85,555	—	15,329	
粗 大 回 収	—	—	—	—	—	—	
不 燃 回 収	—	—	—	—	11,812	—	

年 度 お よ び 事 業 名	小 型 家 電	蛍 光 管	金 属 類	ふ と ん	衣 装 ケ ー ス
令和 2 年度	5,931	28,618	949,389	108,210	—
3	12,410	19,990	964,680	106,055	—
4	481,421	35,140	1,343,509	56,690	—
5	437,340	31,820	1,321,507	71,195	1,760
6	410,262	29,660	1,273,919	41,085	39,660
集 団 回 収	—	—	6,294	—	—
集 積 所 回 収	—	—	—	—	—
街 区 路 線 回 収	—	—	—	—	—
拠 点 回 収	7,052	—	—	—	—
粗 大 回 収	—	—	582,775	41,085	39,660
不 燃 回 収	403,210	29,660	684,850	—	—

注： (1) 金属類および小型家電は、令和4年3月から不燃回収分の資源化を開始した。
(2) 衣装ケースは、令和6年2月に都の実証実験に協力し、10月から資源化を開始した。
(3) 二次電池は、令和6年4月から不燃回収分の資源化を開始した。
資料： 環境部清掃リサイクル課

表154 ごみ量およびし尿収集量

年 度	ご み 量				し 尿	
	総 量	可 燃	不 燃	粗 大	対 象 戸 数	収 集 量
令和 2 年度	t 133,307	t 122,406	t 5,425	t 5,476	113	t 72
3	128,638	118,379	4,676	5,583	113	75
4	123,025	114,819	2,723	5,483	109	75
5	118,221	110,621	2,380	5,220	109	63
6	116,106	108,785	2,244	5,076	49	55

注：(1) し尿の対象戸数は各年度末現在の、それ以外の項目は各年度における数値である。
 (2) 不燃ごみの量は、資源化分を除いた数値である。
 (3) 粗大ごみの量は、再使用および資源化分を除いた数値である。

資料：環境部清掃リサイクル課

図30 資源別回収量の推移【表153関連】

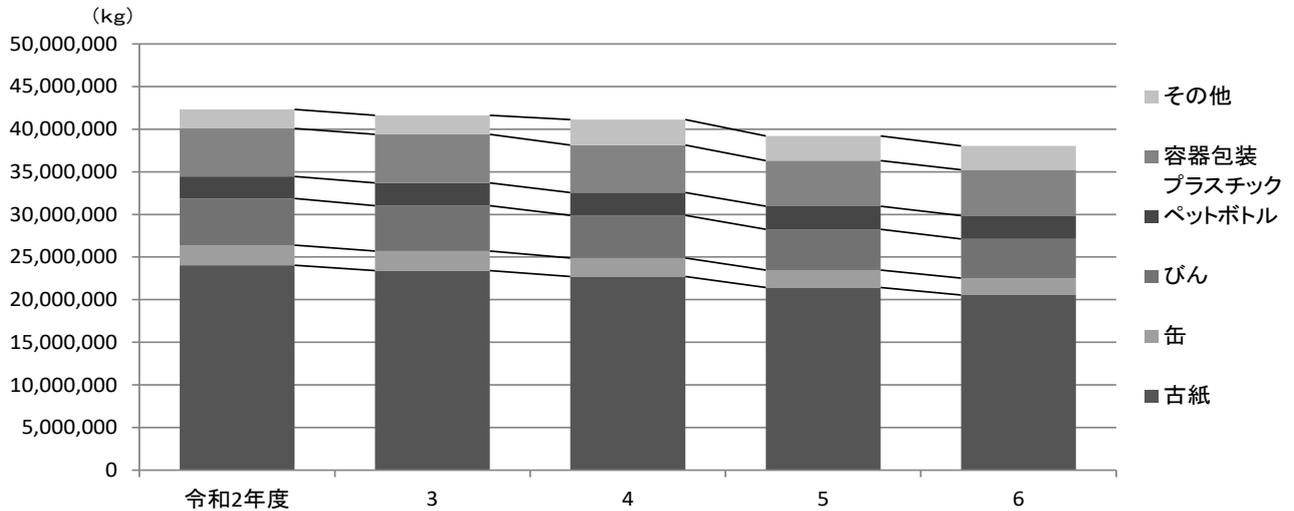


図31 ごみ量の推移【表154関連】

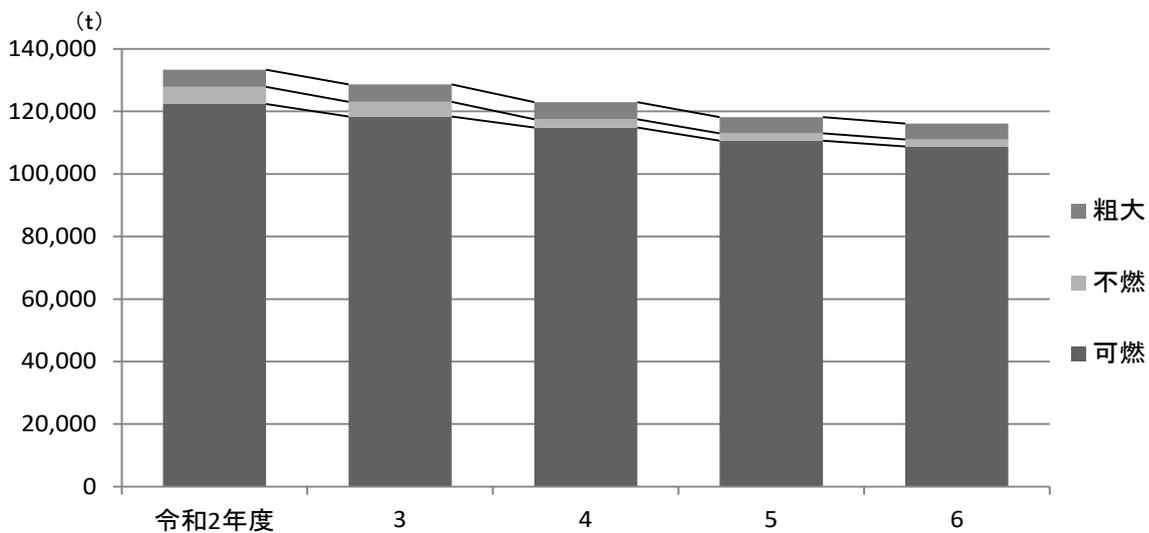


表155 そ族昆虫駆除等対策実施状況

年 度	苦 情 ・ 相 談 件 数	衛 生 害 虫 等		蜂 駆 除 (除 去 巣 数)		ユスリカ 駆 除 (延 個 所 数) 卵 塊 除 去
		駆 除 件 数	駆 除 箇 所 数	スズメバチ	アシナガ バチ 他	
令和 2 年度	2,037	9	3,665	594	13	176
3	1,954	10	3,380	651	62	107
4	2,245	9	3,117	661	91	108
5	2,012	10	3,774	470	88	124
6	2,114	10	3,485	510	83	175

年 度	ね ず み 駆 除		水 害 時 消 毒	
	殺 殺 剤 剤 配 布 数 配 布 戸 数	殺 殺 剤 剤 配 布 戸 数	発 生 回 数	件 数
令和 2 年度	5,816	5,816	—	—
3	6,055	6,055	—	—
4	5,465	5,465	—	—
5	5,211	5,211	—	—
6	4,898	4,898	6	6

注：(1) 蜂駆除対策のアシナガバチ他には、ミツバチも含まれている。
 (2) 殺そ剤(袋)の数は、配布戸数に窓口での配布数を加えたものである。

資料：健康部生活衛生課、土木部維持保全担当課

表156 大気汚染状況

年 度	オ キ シ ダ ン ト	二 酸 化 窒 素	浮 遊 粒 子 状 物 質
令和 2 年度	ppm 0.034	ppm 0.013	mg/m ³ 0.015
3	0.034	0.012	0.012
4	0.033	0.012	0.014
5	0.035	0.011	0.014
6	0.037	0.011	0.014

注：数値は練馬区豊玉北測定室で測定された年度平均値である。
 資料：環境部環境課

表157 河川の水質測定結果

測定地点		年 度	水素イオン濃度 (p H)	溶 存 酸 素 量 (D O)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	化学的 酸素要求量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)
石	溜 瀨 橋	令和 2 年度	6.9	9.1	0.8	1.0	1.0
		3	6.9	10.1	0.6	0.8	1.0
		4	6.9	12.0	0.5	1.7	6.0
		5	7.2	10.6	0.7	1.9	7.0
		6	—	—	—	—	—
神	南 田 中 橋	令和 2 年度	7.3	6.8	16.6	18.4	122.5
		3	7.1	11.0	0.9	1.2	7.0
		4	7.1	12.3	0.5	1.4	3.0
		5	7.6	12.2	0.6	1.8	6.5
		6	7.3	11.7	0.9	—	3.0
川	栗 原 橋	令和 2 年度	8.3	11.5	0.9	1.3	1.5
		3	7.7	11.6	0.7	10.5	7.0
		4	8.0	12.1	0.6	1.6	3.5
		5	7.9	13.0	0.8	2.0	3.5
		6	8.0	12.9	0.9	—	7.0
白	大 泉 氷 川 橋	令和 2 年度	8.1	10.8	1.2	1.7	5.0
		3	7.4	11.0	0.7	0.8	3.5
		4	7.7	11.9	0.5	2.0	4.5
		5	8.3	11.9	0.9	2.0	8.0
		6	—	—	—	—	—
子	緑 橋	令和 6 年度	7.1	11.6	1.7	1.2	3.0
川	新 東 埼 橋	令和 2 年度	8.5	11.7	1.0	1.9	1.5
		3	8.1	11.8	1.0	1.4	3.0
		4	8.5	11.7	0.8	3.2	10.5
		5	8.7	11.9	0.7	2.3	5.0
		6	7.8	11.5	1.0	1.8	2.5

注：(1) 数値は年度平均値である。
 (2) 令和2年度における南田中橋の生物化学的酸素要求量と浮遊物質量の数値は、令和2年9月の豪雨の影響により高い値となった。
 (3) 令和5年度をもって溜瀨橋と大泉氷川橋の測定を終了した。
 (4) 令和6年度から緑橋での測定を開始した。

資料：環境部環境課

表158 光化学スモッグ発生回数および被害者数

年 度	警 報 発 令 回 数	注 意 報 発 令 回 数	学 校 情 報 発 令 回 数	被 害 者 数
令和 2 年度	—	5	10	—
3	—	3	10	—
4	—	7	14	—
5	—	3	11	—
6	—	12	22	—

資料：環境部環境課

表159 公害苦情受付件数

年 度	受 付 件 数	現 象 別						
		ば い 煙	粉 じ ん	有 害 ガ ス + 悪 臭	騒 音	振 動	水 質 汚 濁	そ の 他
令和 2 年度	273	9	30	40	184	65	—	13
3	247	13	30	28	159	73	—	13
4	255	8	36	33	167	59	—	12
5	281	6	50	41	172	87	1	16
6	280	6	50	29	164	89	—	18

注：現象別の件数は、1つの苦情が2つ以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件として計上している。
 そのため、受付件数と現象別の合計が合わない場合がある。

資料：環境部環境課